

第 4 3 3 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、第 2に掲げる決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 本件審査請求に至る経過

- 1 令和元年10月15日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

野外活動 小中学校 2017年度 2018年度 2019年度

トーチでやけど、ケガについて起きた、学校の日程と、練習内容（計画も含む）および当日の実施内容（計画も含む）のわかるものおよびやけど、ケガ負傷についての原因、理由、検証されたことについてわかるもの

- 2 同年11月28日、実施機関は、本件公開請求について、「トーチトワリングリハーサルのご案内」等（以下「本件行政文書①」という。）及び災害報告書（以下「本件行政文書②」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- 3 同年12月 5日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して本件審査請求を行った。

なお、実施機関は、本件公開請求に対して、本件処分の他に公開決定を行っているが、本件審査請求は、本件処分に対して行われたものである。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書①及び②（以下これらを「本件各行政文書」という。）の一部を公開しない理由として、本件各行政文書には、児童生徒の氏名、生年月日、保護者等の氏名、通学する学校名又は学校名が特定できる情報等、個人のプライバシーに関する情報が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと認められるもの、又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、該当する部分については非公

開とすると主張している。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 非公開とした情報について

ア 生徒・保護者の氏名、生年月日については、審査請求人も非公開であることを争っていないため、受傷者が通学する学校名、当該学校名が特定できる情報の 2 つについて、以下詳述する。

イ 受傷者が通学する学校名については、当然ながら受傷者が所属する学校を示す情報である。受傷者が所属する学校を明らかにした場合、当該受傷者を探索されるおそれがあり、また、当該受傷者が熱傷などの外見上判別できる受傷をしていることを鑑みれば、憶測を伴うものであっても、当該受傷者が特定される可能性は否定できず、当該受傷者の受傷の経緯や程度、治療の状況などプライバシー性の高い情報が不特定多数者に知られるなどの被害が想定される。また、たとえ当該受傷者が特定されなかったとしても、当該受傷者がそのようなおそれを抱くであろうことは容易に想起される。

したがって学校名については、当該情報を公開することにより、受傷した児童生徒の正当な権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に定める非公開事由に該当する。

ウ 受傷者の通学する学校名が特定できる情報の内容は、校長始め教職員の氏名、学校の所在地、電話番号、特別支援学級のクラス名、野外学習の日程などであり、これらの情報を非公開とするべき必要性は上記イと同様である。

校長を始め職員の氏名から学校名が確認できることは、職員録等の一般に閲覧できる情報との照合から明らかであるし、学校の所在地及び電話番号も容易に学校名を特定する情報である。また特別支援学級は、学校ごとにクラス数、呼称にばらつきがあるため、一般人が市民情報センターで閲覧できる学校経営案等と照合することが可能である。

同様に、野外学習の日程は、審査請求書において審査請求人自身が認めているとおり、学校経営案等と照合することで学校名を明らかにすることができる。

したがって、これらの情報は、学校名を特定できる情報と判断できるものであって、学校名を公開することにより、受傷した児童生徒の正当な権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に定める非公開事由に該当する。

(2) その他審査請求人の主張が無関係であること

審査請求人は、審査請求書において、自身に「知る権利」があると述べているが、そもそも条例第 7 条第 1 項第 1 号は、基本的人権を尊重する立場から個人情報の公開を制限しているものであるから、審査請求人に、基本的人権を侵害するような範囲までの「知る権利」はない。

また、審査請求人が審査請求書において述べているその他の内容については、実施機関が本件処分において同号に該当することを理由に対象文書の一部を非公開としたことに対し、何ら具体的な反証をするものではない。

(3) 以上のことから、審査請求人の申立てには理由がなく、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

第 4 審査請求人の主張

1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの（決定）裁定を求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) （特定しなければ）各学校の行事、活動について、月・日・時、がわかる。毎年発行されている、学校経営案から、明らかになる。

（以前は）市内の、修学旅行日程、稲武野外学習等の日程は、明らかにされていた。以上から、行事の日時等とともに、学校名が明らかにできない理由はない。

別段、公表できない事実ではない。負傷等の日時、学校名等、黒塗りにすることが問題である。

(2) 本件公開請求内容は、いのちと健康に密接に関係していることであるから、公開原則に基づいて、黒塗り部分は、公開されるべき事実である。

黒塗りにするとしたら、保護者名、生徒名、及び、負傷生徒の生年月日の部分だけであるといえる。それ以外は、公開されるべきである。

本来は、全面的公開がなされる社会を望むものであるが、今後の課題であるということであると、述べておく。

(3) 学校行事は、練習も含め、いつ実施するのか等含む、広く知られた事実である。学校においては、各職員の職務内容にあたるともいえる。職務内

容に関することを、理由もなく隠すことこそ問題である。学校が生徒保護者に出す文書は、公文書であることは明らかであり、当然、本件においても公開されるべきである。

(4) 報道では、この生徒の学校名等は明らかになっている。他の負傷事案についても、学校名等、明らかにされるべきである。住民にとって、地域の学校の対応が「どのような学校か」職員の人権感覚、安全に関する取り組み姿勢等について、知る権利はある。

(5) 学校、処分庁には説明責任があるといえる。本件審査請求は「知る権利」の侵害をなくすことを求めるものである。

児童生徒の命のため、安全のため、大人、住民等が今後の見守り、安全についての提言等のために、処分の取り消しを求めるものである。

(6) 学校名については、令和 3 年 4 月 5 日に情報公開請求で公開されている。同様に校長名も公開されている。少なくとも、重大事案であり、公表されている部分もあることから、本件処分は取り消されるべきである。

(7) 被害生徒の情報について、どこまで非公開にするのか、今回のような生命にかかる重大事件の場合、確認の上されるべきである。報道で、キズの画面をみた記憶がある。本人も事件・事故のことは、知って欲しいという気持ちがあったのではないかといえる。もしそうなら、個人の情報という理由で一方的非公開する理由はなくなるからである。

(8) 基本的人権を侵害するような範囲までの「知る権利」はない。という主張（処分庁）については、「知る権利」知りたいということに対する、いいがかりであるということのをのべておく。

(9) 本件については、命に関わる重大事件と認識している。この場合は、基本的にはすべて公開されるべきであると考えている。人が亡くなった場合は、本人の名前や年齢等は公開されているのが原則なので、審査請求に至った。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件各行政文書に記載されている児童・生徒氏名（以下「本件非公開情報①」という。）、学校名（以下「本件非公開情報②」という。）、学校所在地（以下「本件非公開情報③」という。）、学校電話番号（以下「本件非公開情

報④」という。)、学校長氏名(以下「本件非公開情報⑤」という。)、教員氏名(以下「本件非公開情報⑥」という。)、学校名が特定され得る情報(野外学習の日程等)(以下「本件非公開情報⑦」という。)、クラス名(以下「本件非公開情報⑧」という。)、被災児童生徒及び被災児童生徒の保護者等氏名(以下「本件非公開情報⑨」という。)並びに被災児童生徒の生年月日(以下「本件非公開情報⑩」という。)が条例第7条第1項第1号に該当するかが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件各行政文書について

(1) 本件行政文書①は、各学校から保護者あてにトーチトワリングリハーサルの開催を通知する文書であり、野外学習の日程や、リハーサル当日の流れ等が記載されている。

(2) 本件行政文書②は、学校活動中の災害により児童生徒が負傷した際に、当該児童生徒の保護者等からの求めにより、災害共済給付の受給のために、学校活動中に災害があったことを証明することを目的として作成される文書であり、災害発生の日時、場所、状況等が記載されている。

4 条例第7条第1項第1号の該当性について

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、「個人の意識、信条、身体的特徴、健康状態、職業、経歴、成績、家庭状況、所得、財産、社会活動等に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のうち通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることと定めるものである。

また、本号はただし書アにおいて、公務員等の職、氏名に関する情報は、その職務行為に関する情報と不可分の要素であり、説明する責務の観

点からこれらを公開することとしているが、当該公務員等の氏名を公開することにより、当該公務員個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合は、これを非公開とすることとしている。

(2) 本件非公開情報①、⑤、⑥、⑨及び⑩は、児童生徒、学校長、教員、被災児童生徒及び保護者等の個人のプライバシーに関する情報であって、当該個人を識別することができるものであり、通常他人に知られたくないものであると認められる。

(3) しかしながら、学校活動の内容等を保護者に通知することや、学校活動中の災害により児童生徒が負傷したことを証明することは、公務員の職務として行ったものであり、本件非公開情報⑤及び⑥は、公務員である学校長及び教員の職務遂行に関する情報であると認められる。

(4) 一方で、本件事案には被災児童生徒が存在しており、本件非公開情報⑤及び⑥は、公務員等の職務遂行情報であると同時に、被災児童生徒に関する情報であると認められる。

また、本件非公開情報②、③、④、⑦及び⑧についても、被災児童生徒に関する情報であると認められる。

(5) このため、本件非公開情報②から⑧が、被災児童生徒の個人情報に該当するか否かについて検討する。

ア 本件非公開情報②から⑧は、広義では被災児童生徒が負傷したという私的な情報といえるものの、被災児童生徒を識別することができるか否かという点においては、当該情報のいずれも、仮に公開したところで、一般人を基準として、通常の方法により入手し、又は入手し得る情報との照合の結果、被災児童生徒を識別できることが相当程度の確実性をもっていえるほどの情報とは認められない。

イ しかしながら、上記(1)のとおり、条例は個人識別性がない状態でも、個人の権利利益を害するおそれがある場合は、個人情報として非公開とすることとしているため、当該情報が、公にすることにより、なお被災児童生徒の権利利益を害するおそれがある情報か否かについて検討する。

ウ 本件非公開情報②は、被災児童生徒が所属する学校を識別し得る情報であることは明らかである。また、本件非公開情報③から⑧は、職員録や学校経営案等の一般に入手することができる情報との照合により、被

災児童生徒が所属する学校を識別し得る情報である。

エ 被災児童生徒が所属する学校を識別し得る情報を明らかにした場合、被災児童生徒が探索されるおそれがある。

その結果、トーチトワリングの当日や練習中に負傷したという、被災児童生徒の人格に関わるプライバシー性の高い情報が不特定多数の者に知られるところになるのみならず、被災児童生徒が偏見や好奇の目にさらされることにより、事実無根の誹謗中傷を受けるなど二次的被害に遭うことは、十分に想定しうるものである。

オ このような状況においては、被災児童生徒の健全な成長を阻害し、その正当な権利利益を害するおそれが一定程度認められることに加え、害された権利利益の回復が極めて困難になることは社会通念上想定され、その結果として被災児童生徒の人格形成に重大な影響を及ぼすなど、被災児童生徒のプライバシーが侵害されると認められる。条例第 3 条が、公開を原則とする行政文書公開制度下においても、個人のプライバシーに関する情報については、最大限に配慮しなければならないと定めていることに鑑みれば、本件においては、被災児童生徒の権利利益に配慮し、これを保護すべきと当審査会は判断する。

カ したがって、本件非公開情報②から⑧は、被災児童生徒を識別することはできないが、公にすることにより、なお被災児童生徒の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

(6) 以上のことから、本件非公開情報①から⑩は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

5 審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和元年12月24日	諮問書の受理

令和 3年 3月31日	弁明書写しの受理
4月30日	反論意見書の受理
令和 5年 2月 3日 (第58回第 2小委員会)	調査審議
令和 6年 1月 4日	行政不服審査法第31条に基づく口頭意見陳述の 記録書の受理
2月16日 (第70回第 2小委員会)	調査審議
3月15日 (第71回第 2小委員会)	調査審議
4月19日 (第72回第 2小委員会)	調査審議
5月17日 (第73回第 2小委員会)	調査審議
5月28日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充